

議員提出議案第 3 号

P F A S （有機フッ素化合物）への対策の強化を求める意見書

みだしの件について、議会会議規則第 1 3 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 7 日 提出

提出者	熊取町議会議員	坂上	昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野	慎治
賛成者	熊取町議会議員	石井	一彰
賛成者	熊取町議会議員	大林	隆昭
賛成者	熊取町議会議員	坂上	巳生男
賛成者	熊取町議会議員	渡辺	豊子

PFAS（有機フッ素化合物）への対策の強化を求める意見書

PFAS（有機フッ素化合物）の一つであるPFOSやPFOAについては、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規制対象とされ、2023年12月1日には世界保健機関（WHO）の国際がん研究機関（IARC）がPFOAの発がん性分類を「可能性がある」から2段階引き上げ「発がん性がある」とし、PFOSは「可能性がある」とするなど、その有害性が指摘されている。

国においては、2023年7月にPFASに関する対応方針をとりまとめ、PFOSやPFOA等に関する環境モニタリングの強化などに取り組むこととしているが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては、いまだ確定的な知見がないため、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められている。一方、これまでに国内各地で水質管理の暫定目標値である50ナノグラムパーリットルを超える高濃度のPFOS及びPFOAが検出されており、健康被害や農水産物への風評被害が引き起こされる不安が高まっている。

よって本町議会は国に対し、人体及び環境に及ぼす影響の調査・分析及び情報提供に早急に取り組まれるよう、下記の項目の実施を求めるものである。

記

1. 排出源特定のための調査や汚染の拡散防止対策について、具体的な方法を示すこと。
2. 農産物への蓄積及びそれを介した人への影響を明らかにし、必要な対策等について、具体的な方法を示すこと。
3. 自治体を実施する河川等の独自水質調査や検査並びに対策などについて、情報提供や助言などを行うと共に、財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年3月27日

大阪府泉南郡熊取町議会議長 河合 弘樹